



2022年11月7日

各位

会社名 株式会社F U J I
代表者名 代表取締役会長兼社長 曾我 信之
(コード番号：6134 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 取締役 執行役員 コーポレート本部長 加納 淳一
(TEL：0566-81-8205)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、第三者割当により自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年1月20日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 17,150株
(3) 処分価額	1株につき 1,929円
(4) 処分総額	33,082,350円
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 処分予定先	F U J I 社員持株会
(7) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しており、会社法の定めにより、電子公告が適正に行われた事実をもって実施することを条件といたします。

(注) 持株会は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて当社社員（以下、「社員」といいます。）に対する入会の募集を実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）は、入会の募集の終了後に確定いたします。対象者数が確定した場合の処分株式数（募集株式数）及び処分価額の総額につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社社員（以下、「社員」といいます。）の経営参画意識の向上を図るとともに、社員の財産形成の一助を企図したインセンティブ・プラン（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定いたしました。本スキームの概要につきましては、本日付「特別奨励金スキーム（自己株式処分型）の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

本スキームは、持株会の会員（以下、「会員」といいます。）に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって持株会に自己株式を処分する（以下、「本自己株式処分」といいます。）もので、第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）に記載の通り、後日確定いたしますが、最大 17,150 株を持株会へ処分する予定です。会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、会員による金銭の拠出はありません。なお、希薄化の規模は、2022年6月30日現在の発行済株式総数 97,823,748 株に対する割合は 0.02%、2022年6月30日現在の総議決権個数 963,900 個に対する割合は 0.02%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しております。）となりますが、より多くの社員が株主の皆様との中長期的な価値共有の深耕につながることから、既存株主にとっても合理的な水準と考えております。

3. 処分価格の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としております。処分価格につきましては、取締役会決議日の直前取引日である2022年11月4日の当社株式の終値である1,929円としております。これは、取締役会決議日直前の市場価格であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価格の東京証券取引所における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しております。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切り捨て）	乖離率
1ヵ月（2022年10月5日～2022年11月4日）	1,948円	-0.98%
3ヵ月（2022年8月5日～2022年11月4日）	1,994円	-3.37%
6ヵ月（2022年5月2日～2022年11月4日）	2,042円	-5.86%

取締役会に出席した監査役3名全員（うち社外監査役2名）は、上記処分価額について、本自己株式の処分が本スキームの導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

4. 処分価格の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上